

第3回社会保険未加入対策推進 北海道地方協議会 — 参考資料 —

現 状

○ 特に年金、医療、雇用保険に未加入の企業が存在
 【企業別】3保険ともに加入している割合 **87%**
 【労働者別】元請**79%**、1次**55%**、2次**46%**、3次下請以下**48%**
 <H24.10公共工事労務費調査>

課 題

○ 技能労働者の処遇の低さが若年入職者減少の一因となり、産業の存続に不可欠な**技能の承継が困難**に。
 ○ 適正に法定福利費を負担する企業ほど受注競争上不利という**不公正な競争環境**。

推進協議会の設置 (第3回 H25.9.26実施)

保険加入促進計画の策定

ダンピング対策

行政による チェック・指導

<H24.7~>

○経営事項審査における減点幅の拡大

<H24.11~>

○許可時・経審時に加入状況を確認・指導
 ○立入検査時には、加入状況に加え、元請企業の下請企業への指導状況を確認・指導
 ○指導に従わず未加入の企業は、保険担当部局への通報や監督処分の対象に

下請企業への指導 (下請指導ガイドライン)

<H24.11~>

- 協力会社・施工現場に対する周知啓発や加入状況の定期把握、加入指導。
- 下請企業の選定時に、加入状況の確認・指導。**遅くとも平成29年度以降は、未加入企業を下請企業に選定しない取扱いとすべき。**
- 2次以下についても、確認・指導。
- 新規入場者の受け入れに際し、適切な保険に加入させるよう下請企業を指導。**遅くとも平成29年度以降は、加入が確認出来ない作業員の現場入場を認めない取扱いとすべき。**等

法定福利費の確保(直轄工事の予定価格への反映、標準見積書の活用)

社会保険等への加入原資となる法定福利費を適切に確保するため、各専門工事業団体が作成した標準見積書の活用等により法定福利費を内訳明示した見積書の下請企業から元請企業への提出を本年9月末から一斉に開始(第3回社会保険未加入対策推進協議会(H25.9.26)において申し合わせ)

<公共(直轄)発注者>

- ①現場管理費率式(土木)、複合単価・市場単価等(建築)の見直し(事業主負担分)及び公共工事設計労務単価の改訂(本人負担分)により、必要な法定福利費の額を予定価格に反映。

<元請企業>

- ②発注者に対し、必要な費用を適正に考慮した金額による見積及び契約締結を行うよう要請。
- ③専門工業者に法定福利費が内訳明示された見積書の提出を求めるとともに、提出された場合、これを尊重。

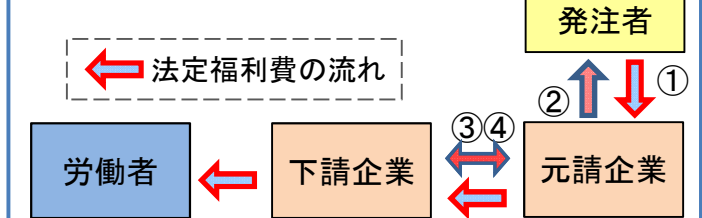
<下請企業(専門工業者)>

- ④法定福利費が内訳明示された標準見積書(専門工事業団体作成)を活用等して元請企業に見積提出。

<民間発注者>

- 主要民間発注者に対し、必要以上の低価格による発注を避け、法定福利費等の必要な経費を見込んだ発注を行うこと、法定福利費が着実に確保されるよう、見積・契約等の際に配慮すること等を要請。

(法定福利費確保のイメージ)



総合的対策の推進

目指す姿

実施後5年(平成29年度以降)を目途に、企業単位では許可業者の加入率100%、労働者単位では製造業相当の加入状況を目指す。

これにより、 ○ 技能労働者の処遇の向上、建設産業の持続的な発展に必要な人材の確保
 ○ 法定福利費を適正に負担する企業による公平で健全な競争環境の構築 を実現

社会保険等への加入原資となる法定福利費を適切に確保するため、各専門工事業団体が作成した標準見積書の活用等により法定福利費を内訳明示した見積書の下請企業から元請企業への提出を本年9月末から一斉に開始(第3回社会保険未加入対策推進協議会(H25.9)、第2回北海道地方協議会(H25.10))において申し合わせ。

1. 問題意識

- 技能労働者の保険加入を進めるためには、法定福利費の確保が重要。
- これまでの取引慣行では、トン単価や平米単価による見積りが一般的で、法定福利費がどのようになっているのかが下請も元請も把握できていない。
- このため、見積に当たって従来の総額単価だけではなく、その中に含まれる法定福利費を内訳として明示することで、必要な法定福利費を確保する。

2. 関係者の取組

【発注者】

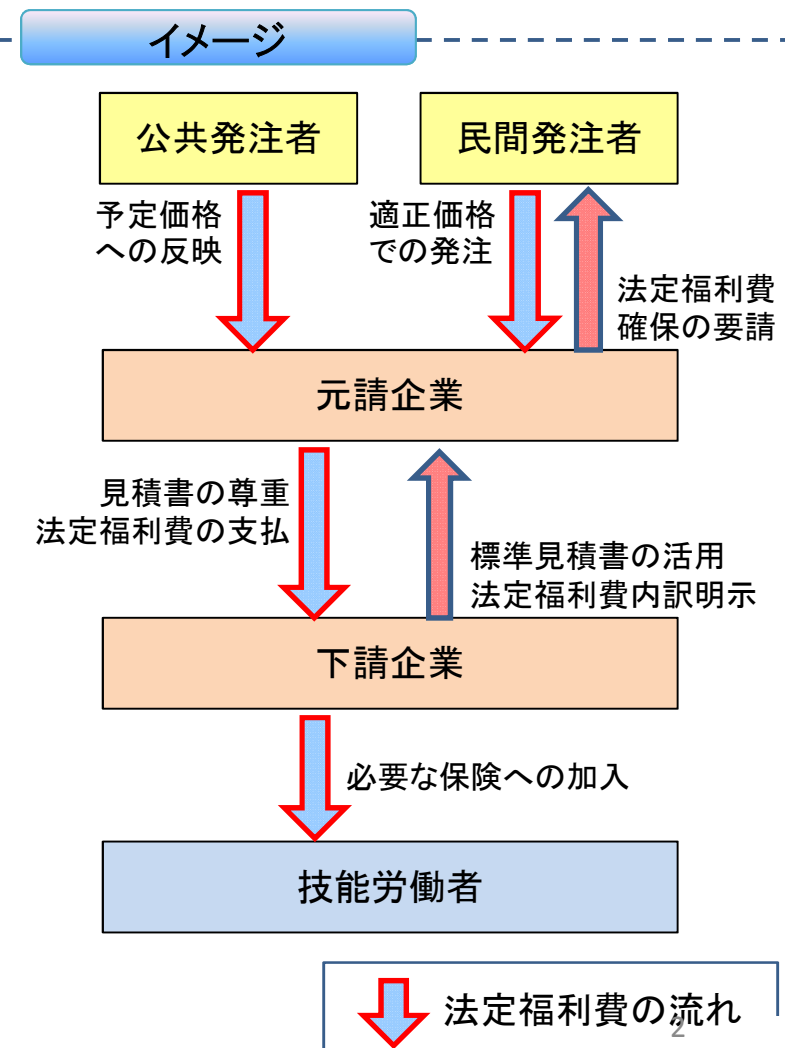
- 直轄工事においては、土木工事の現場管理費率式や建築工事の複合単価・市場単価(事業主負担分)、公共工事設計労務単価(本人負担分)において、労働者全員分の社会保険料を予定価格に反映。
- 国交省や総合工事業団体から、他省庁、地方公共団体、民間発注者等に対し、法定福利費を含む適正価格での発注を要請。

【元請企業】

- 専門工事業者に対し、法定福利費が内訳明示された見積書の提出を指導するとともに、提出された場合は尊重し、適切な法定福利費を支払い。

【下請企業】

- 標準見積書(専門工事業団体作成)の活用等により、法定福利費が内訳明示された見積書を元請企業に提出。
- 技能労働者を必要な保険に加入させる。



中央建設業審議会・社会資本整備審議会 基本問題小委員会 ～当面講ずべき施策のとりまとめ（概要）～

（2014年1月21日）

インフラの品質確保とその担い手の確保に係る施策 別紙1参照

公共工事の基本となる「品確法」を中心に、密接に関連する「入契法」「建設業法」も一体として必要な改正を検討

⇒ インフラの品質確保とその担い手の確保を実現

※透明性、公正性、必要・十分な競争性確保に留意

品確法：公共工事の品質確保の促進に関する法律

入契法：公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律

1. インフラの品質確保とその担い手確保のための入札契約制度改革

○将来にわたる公共工事の品質確保と中長期的な担い手の確保への配慮を明確化

・維持管理の適切な実施、地域維持の担い手確保、ダンピング防止、若手技術者・技能者等の評価、調査設計の品質確保等

○事業の特性等に応じて選択できる多様な入札契約方式の導入・活用

・技術提案競争・交渉方式（仮称）、段階選抜方式、複数年度契約、複数工種・工区等一括発注、共同受注方式等

○発注者責務の明確化

・予定価格の適正な設定、低入札価格調査基準等の適切な設定、適切な工期設定、円滑な設計変更等

品確法に
よる対応が望
まれる事項

2. 担い手確保のための制度・施策の強化

○ 労務単価の適切な設定、低入札価格調査制度の充実強化、歩切りの根絶、標準見積書の活用 等

○ ダンピング防止を入札契約適正化の柱として位置づけ、公共工事について入札金額内訳の提出義務付けとその適切な確認

○ 技術者・技能労働者等の育成等に係る建設業者団体の自主的な取組の促進

3. 適正な競争性等の確保、適正な施工確保の徹底のための対策

○ 暴力団排除の徹底（許可欠格要件等の追加等）、談合防止の観点からの内訳の確認、公共工事の施工体制台帳作成義務の拡大

建設業法
入契法の
改正も含め検
討すべき事項

業種区分の見直し 別紙2参照

1. 業種区分の見直しの方針

○ 施工管理の不備等による事故が発生している状況等に鑑み、早期に「解体工事」を新設。

○ 建設工事の内容、例示等については、施工実態や取引実態の変化等に鑑み、告示、ガイドラインを早期に改正。

2. 更なる検討について

○ 今後、関係方面の取組を踏まえつつ、業種区分の在り方等を引き続き議論。

社会保険未加入問題等への対策 別紙3参照

1. 総合的対策の推進

○ 平成29年度を目途に許可業者加入率100%等という目標を達成するため、行政、業界が一体となって総合的対策を推進。

2. 今後取り組むべき対策の方向

○ 社会保険加入徹底の取組を加速化するため、1.に加え、例えば、公共工事の施工に関し未加入業者に対する指導監督を強化するとともに、公共工事において元請及び一次下請業者から未加入業者を排除することを検討すべき。

本会議の設立趣旨

- 我が国の建設産業は、これまで続いた建設投資の減少や受注競争の激化等により、建設企業が疲弊し、現場の技能者等の処遇悪化や若年入職者の減少等の厳しい状況に直面。
- 現在の状況を看過すれば、労働人口の減少、少子高齢化の加速化等もあいまって、中長期的には地域の担い手不足が懸念され、将来にわたる社会資本の整備・維持管理及びその品質確保や、災害対応等を通じた地域の維持等に支障が生じるおそれがあり、担い手確保・育成を通じた建設産業の活性化は最重要課題。
- このため、建設産業の担い手をめぐる現状や将来の見通しを含む重要課題に関する認識を共有し、短期及び中長期といった時間軸に分けた上で講ずべき施策の検討を行うため、「建設産業活性化会議」を設置。

構成員等

【国土交通省】高木副大臣(座長)、土井政務官(副座長)、事務次官、技監、国土交通審議官、大臣官房長、総合政策局長、技術総括審議官、技術審議官、土地・建設産業局長、建設流通政策審議官

【学識経験者】大森 文彦(弁護士・東洋大学法学部教授)、蟹澤 宏剛(芝浦工業大学工学部教授)、高野 伸栄(北海道大学公共政策大学院准教授)

【建設業団体】日本建設業連合会、全国建設業協会、全国中小建設業協会、建設産業専門団体連合会、建設業振興基金

【教育機関・シンクタンク】全国工業高等学校長協会、建設経済研究所

【オブザーバー】厚生労働省職業安定局高齢・障害者雇用対策部長

これまでの経過

| 開催日 | 議事内容 |
|-----------------|--|
| 平成26年1月14日(第1回) | ● 会議の設置 |
| 平成26年1月30日(第2回) | ● 高木副大臣より、新公共工事設計労務単価の発表、適切な賃金の支払い等の要請、社会保険への加入徹底の加速化の指示。 ● 以下についてヒアリングを実施し、意見交換。 「建設業就業者数の将来推計」((一財)建設経済研究所) 「建設産業の人材確保・育成方針」((一財)建設業振興基金) |



本年夏頃を目処に中間とりまとめを予定

元請建設企業のみなさんへ

『公共工事等の受注に伴い、保証人・不動産担保なく、
融資を受けたいときは・・・』

制度が延長されました！！

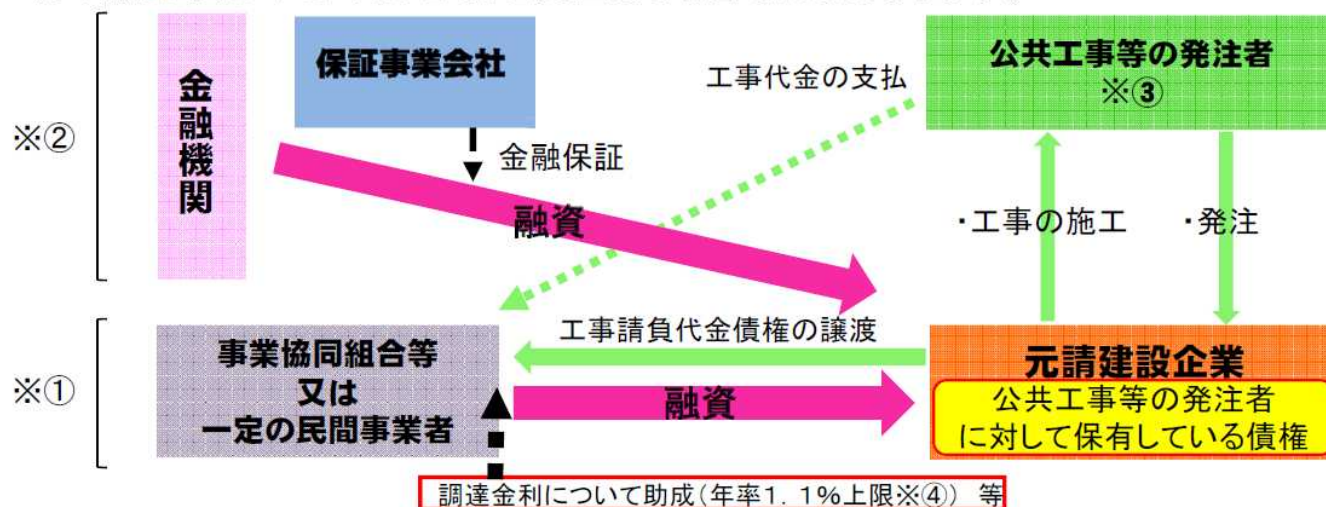
地域建設業経営強化融資制度



公共工事等の請負代金債権を担保に、低利で融資を受けられます。
未完成部分の施工に要する資金も融資を受けやすくなります！

制度の概要

- 受注した公共工事の出来高が5割に達した場合、出来高に応じて融資を受けられます（複数回利用可）。貸付金利は、事業協同組合等への助成措置により低利となります。
- 未完成部分の施工に要する資金については、前払金の支払を受けている場合、保証事業会社の金融保証により、融資を受けやすくなります。
- 公共性のある民間工事を受注した場合や東日本大震災の被災地域における災害廃棄物の撤去等（がれきの処理等）を受注した場合も対象となります。



※①: 工事の出来高部分までの融資(事業協同組合等又は一定の民間事業者が融資)

※②: 工事の出来高を超える部分の融資(保証事業会社の金融保証を受け、金融機関が融資)

※③: 公共工事・公共性のある一定の民間工事(病院、福祉施設、PFIなど)及び東日本大震災の被災地域における災害廃棄物の撤去等の発注者

※④: 平成26年3月31日までに貸付を受けた場合は、1.2%上限)

下請建設企業・資材業者のみなさんへ

『取引先が倒産しても、確実に工事代金の支払いを受けたいときは・・・』

制度が延長されました！！

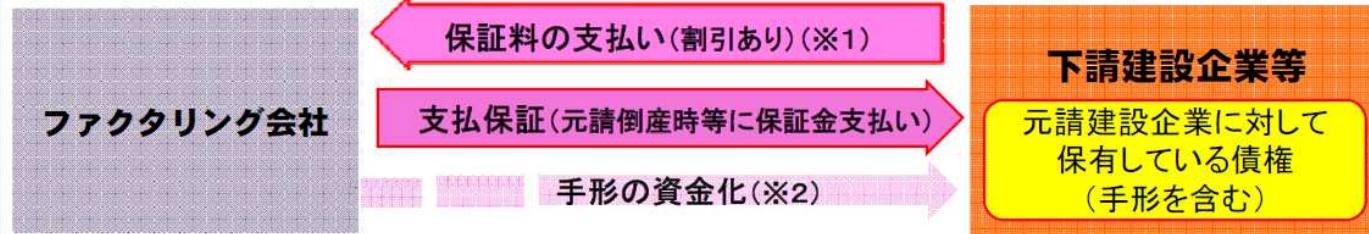
下請債権保全支援事業 (債権支払保証事業)



下請建設企業等が元請建設企業に対して有する債権について、ファクタリング会社が支払保証を行うことにより、下請建設企業等の債権保全を支援します！

制度の概要

- 債務者が経営事項審査を受けているなどの一定の要件を満たせば、下請回数に関係なく(例えば、2次下請建設企業が1次下請建設企業に対して保有している債権についても)支払保証を受けられます。
- ファクタリング会社に支払う保証料の一部が軽減されます。
- 保証を受けられる時点は、原則として手形の交付を受けた段階(手形以外の債権は支払請求段階)からです【個別保証】。
なお、個々の下請工事等ごとに、下請契約等の締結段階からも保証を受けられます【枠保証】。
- 東日本大震災の被災地域における災害廃棄物の撤去等(がれきの処理等)に係る債権も対象となります。



(※1) 保証料の割引は、保証料の3分の2(保証される債権額の年率4%を上限)です。
保証料とは別に利用料(保証される債権額の年率1%)が必要です。

(※2) 一部のファクタリング会社では、支払が保証された手形の資金化にも対応しています。

金利が戻ってきます!!

平成 26 年度末まで延長されました!

建設企業の重機購入を支援します

(建設業災害対応金融支援事業)

国土交通省では、建設企業が所定の建設機械の購入にあたり、金融機関から購入資金の融資を受ける際の金利の一部、または割賦で購入する際の金利手数料の一部を助成します。

(一財)建設業振興基金(以下、「振興基金」といいます。)で助成申請を受付しております。手続きの流れや申請書類等は、振興基金の下記ウェブサイトにてご紹介しておりますのでご覧ください。

(一財)建設業振興基金
建設業災害対応金融支援事業ウェブサイト

<http://www.kensetsu-kikin.or.jp/saimu/kenki.html>

【リース契約について】

本事業の対象となるのは、金融機関から融資を受けて購入した建設機械、および割賦販売により購入した建設機械となり、リース契約による建設機械は対象外となります。

お問い合わせ先

(一財)建設業振興基金金融支援部

TEL: 03-5473-4575

FAX: 03-5473-1593

担当: 由井、磯貝

お問い合わせ用
メールアドレス kenki@kensetsu-kikin.or.jp

～建設企業の年度末の資金繰りを応援します～

保証事業会社による“ゼロ債金融保証”

ゼロ国債等の公共工事について、早期着工に要する資金を調達する際に保証事業会社が債務保証を行うことで、金融機関からの融資が受けやすくなります。

- 対象工事は・・・平成25年度に国又は地方公共団体等と請負契約を締結した公共工事で、当該年度中に発注者から前払金が支払われない工事が対象となります。
ただし、低入札価格調査の対象となった者と契約した工事は、対象となりません。
- 保証範囲は・・・当該公共工事の着工に必要な資金で、平成26年度に発注者から支出される予定の前払金の額の範囲内となります。
- 保証料は・・・保証金額（借入金額）に対して日歩3厘（年利＝1.095%）となります。
なお、借入金に対しては、別途、金融機関所定の貸出利息が必要となります。

公共建築工事の施工確保

- **最新単価適用の徹底**
予定価格の設定について、入札日直近の最新単価を適用。
- **見積りを活用した単価設定**
実勢価格との乖離のおそれがある場合に、見積りを取って実勢価格に基づいた単価を採用。
- **スライド条項の適切な設定・活用**
契約後の資材や労務費の高騰に対応するスライド条項の適切な設定・活用。
- **適切な数量・施工条件等の設定**
設計図書に基づく数量、施工条件等が実態に合わない場合の見直しを徹底。
- **相談受付の開始**
新たに公共建築工事の予定価格設定等に関する相談受付を開始（地方整備局等の「公共建築相談窓口」）。

予定価格の適切な設定

- **公共工事設計労務単価・設計業務委託等技術者単価の機動的見直し（2月より新単価を適用）**
最近の労務費の上昇傾向を踏まえ、市場の状況に応じた見直しを実施。
（※併せて、公共工事設計労務単価の改定に応じて、全国でインフレスライドの適用を実施。）
- **維持修繕工事の歩掛の新設・見直し**
橋梁補修工（ひび割れ補修、断面修復、表面被覆）など、歩掛の新設や見直しを実施し、平成26年度から適用。
- **歩切りの根絶へ向けた要請**
地方公共団体等に対し、歩切り根絶へ向けて強く要請。

適正な工事採算性の確保

- **各種スライド条項の活用の徹底**
契約後の資材や労務費の高騰に対応するスライド条項を適切に設定するとともに、受注者からの申請に応じて適切な対応を図るよう周知徹底。
- **資材等の遠隔地調達に対する追加コストの精算払い**
資材等を遠隔地調達せざるを得ない場合に、工事の設計変更による追加コストの精算払いを実施。

人手不足への対応・平準化

- **地域企業の活用に配慮した発注ロットの大型化**
技術者等の不足状況など、地域の実情等に応じて発注ロットを大型化。
- **主任技術者の兼任要件の緩和（5km→10km）**
近接した施工場所において主任技術者が兼任して管理できる範囲を、これまでの5km程度から10km程度に緩和。
- **国・地方公共団体の発注見通しを統合して公表**
地域の実情等に応じて発注見通しを統合し、公表を実施。
- **柔軟な工期の設定**
受注企業の希望に応じて工期の開始時期を調整するフレックス工期や、工事開始前に労働者確保等の準備を行うための余裕期間（実工事期間の30%かつ3ヵ月以内）の設定を実施。
- **設計変更等における柔軟な運用を実施**
既契約工事への設計変更による追加や不落随契などを状況に応じ柔軟に実施。